

2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

申入活動（* 差止請求案件）報告

（* 事業者・事業団体の不当な事業活動に対する差止め請求、その他の是正を図る事業）

◇次の 7 件について申入活動を実施しました（継続案件含む）。

	時期	事業者 事業業種	申入れ等の内容 「法＝消費者契約法」	事業者の対応状況
1	24.4.25 ～ 25.3.19	スポーツジム 運営業者 A	9.17.甲府地方裁判所に訴訟 提起。 添付の「差止請求訴訟」参照	代理人による口頭弁論、 弁論期日開始。これまで 3 回実施、訴訟継続中。
2	24.4.25 ～ 24.11.11	スポーツジム 運営業者 B	「納入した諸費用は返還でき ません」：法 8 条 1 項、10 条 に違反している等、4 つの規 約について違反があり、申入 書を送付した。	運営業者 B からは、これ まで一切の回答がないた め、訴訟対象として検討 中。
3	24.4.25 ～ 24.11.27	住宅販売事業 者	広告で、「年間の光熱費削 減、売電収入で年間 24～30 万円貯蓄できる」等、景品表 示法 5 条 2 項に違反があり 申しれ書を送付した。	事業者より削除したとの 回答があったが、新たな 広告に違反の疑いがあり 再度申入れ、事業者より 再度削除する回答があり 内容確認後終了した。
4	24.8.30. ～ 25.3.18	機能性表示食 品販売事業者	ウェブサイトにおいて、「日 本唯一」等、複数の表示につ いて問合書送付。回答書の内 容を精査し、申入書案を検討 することとした。	事業者より問合書への回 答書あり。 左記のように検討継続。
5	24.102 ～ 25.2.18	化粧品販売事 業者	広告・HP 上において、「お 試し用化粧品」価格が、「今 なら 20 日間分 999 円、送料 無料」とあるが、「いつまで などの期限表示が無い」こと について問合書を送付した。 事業者回答で、「指摘の表示 は削除する」とあり、HP で の削除を確認し終了とした。	事業者より問合書への回 答書あり。 先のように対応した。

6	24.10.2 ～ 24.3.18	ホテル経営事業	ウェブサイト記載内容について申入書を送付した。 施設利用規約 9 条 1 項 2 項が、法 8 条 1 項に該当しない条項に変更することなど。	申入書について、回答書を待っている状況。
7	24.12.9 ～ 25.3.18	水道工事事業者	広告表示において、「困ったときに呼びたい水道工事店No. 1」など 3 つの No. 1. 表示は景品表示法に違反しているという申入書を送付した。	申入書において、回答書を待っている状況。

やまなし消費者支援ネットが 第1号の差止訴訟を提起しました

令和6年9月17日、当団体は、(株)クスリのサンロードに対して、対象事業者が運営している「天然温泉ヘルシースパサンロード」(甲府市大里町4144-4)及び同施設内にあるスポーツジム「conditioning&fitness RISE」(以下「RISE」という。)の会員規約の内、消費者契約法に違反する規約についての差止訴訟を行いました。

消費者契約法に違反するとして、使用の差止めを求めた規定(一部のみ表示)は以下のとおりです。

(1) 本件規約第5条(会費・延長料金)

②1ヶ月会員様が一旦納入した会費は理由の如何を問わず返還しません。

③6ヶ月会員様及び12ヶ月会員様が納入した会費につきましては、当施設の長期間の休業等により、会員様において入会した目的を達成することが困難と認められる場合などの事由がある場合に限り、退会される月までの会費を月払いに換算し、同換算金額と、お支払い済みの会費から1月分の会費相当額を控除した金額との差額を返還します。

※上記規定は、事業者が債務不履行がある場合にも損害賠償義務を全て免除しうるものとして、同法8条1項1号・同2号に抵触し、消費者の不当利得返還請求権を制限するものとして、同法10条に抵触する。

(2) 本件規約第12条(損害賠償責任免責)

当施設内で発生した盗難、紛失、損害、その他の事故の責任については当施設では一切の責任を負いません。また入場者が当施設利用に際して、入場者の責めに帰すべき事由により入場者が受けた損害については、当施設は一切の損害賠償責任を負いません。

※上記規定は、事業者の損害賠償義務を全て免除するものとして同法8条1項各号に抵触する。

(3) 本件規約第16条(規約の改定)

当施設は7日前までにインターネットの利用、当施設受付への掲示その他の方法により会員様に周知することにより本規約の改定を行うことができます。なお改定した本規約の効力は全会員様に及ぶものとします。

※上記規定は、民法548条の4により求められている消費者の同意権を制限するものであり、消費者契約法10条に抵触する。